

資料5

新たな構成機関や住民の参加



新たな構成機関や住民の参加について

- 今後は流域治水に新たな構成機関や住民の参加が必要と考えています。
- どのように住民参加を行うか、ご意見、アイデア、等の意見交換をするものです。

■規約では、

- 「必要に応じて構成員を追加することができる。」としており、新たな構成機関や住民が協議会に参加することは可能。

■協議会、分会への参加では、

- それぞれの分会(流域)ごとに、地域の実情に応じて参加の形がある。例えば、地域の防災活動を主導されている方(防災士会など)や、過去の洪水の歴史に詳しい方など。
- 各構成員が組織している審議会等の委員から住民参画関連の方にお問い合わせする。例えば、「滋賀県流域治水推進審議会」の地域連携の学識者として頼んでいる委員など。

■現場では、

- すでに、河川愛護活動、家庭での雨水貯留、マイタイムライン等に取り組んでいて流域治水を推進している。